

健康寿命日本一おおいた県民運動推進条例（仮称）案

（前文）

疾病や障がいの有無や程度にかかわらず、全ての県民が生涯を通じて心身ともに健やかで活力あふれる人生を送ることができる「生涯健康県おおいた」の実現を図るためには、健康寿命を延伸し、生活の質の向上を図ることが重要である。

近年、少子高齢化や人口減少が進行し、所得の格差や雇用の多様化、世帯構成や食生活の変化など社会経済的な要因を背景とする健康格差が問題とされる中、健康づくりの推進は、行政主導での取組や、個人の努力だけでは容易でない状況となっている。

このような中、健康寿命を延伸するためには、メタボリックシンドロームの予防及び改善並びに喫煙による健康被害の防止を始めとして、県民自らが生活習慣病の発症予防と重症化予防のための取組を実践するとともに、地域社会全体で県民の健康を守り、支えるための環境づくりを進めることが必要であり、地域社会の構成員が各々の役割を果たしつつ、連携しながら、県民主導型の健康づくり運動を県民運動として展開することが求められている。

ここに、県民の健康寿命を延伸し、健康寿命日本一の大分県を目指す「健康寿命日本一おおいた県民運動」を推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、健康寿命日本一おおいた県民運動について、その基本理念を定め、県民、県、健康づくり関係者（健康増進法（平成十四年法律第百三号）第六条に規定する健康増進事業実施者、医療機関その他の県民の健康づくりに関する活動を行うものをいう。以下同じ。）及び事業者の役割を明らかにするとともに、県民運動の推進に関する本県の施策の基本となる事項を定めることにより、健康寿命日本一おおいた県民運動を推進し、もって、全ての県民が生涯を通じて心身ともに健やかで活力あふれる人生を送ることができる「生涯健康県おおいた」の実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、健康寿命とは、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間とする。

2 この条例において、健康寿命日本一おおいた県民運動（以下「県民運動」という。）とは、県民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むとともに、地域社会全体でそれを支援することにより、県民の健康寿命を延伸し、健康寿命日本一の大分県を目指す運動とする。

(県民運動の基本理念)

第3条 県民運動は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- 一 県民一人ひとりが、健康づくりの重要性を深く理解するとともに、生涯にわたって生き生きと安心して暮らせるよう、主体的に取り組むこと。
- 二 県、市町村、健康づくり関係者、事業者など地域社会の構成員が、県民の健康寿命を延伸するための各々の役割を自覚するとともに、相互に連携協力し、地域社会全体として、必要な支援や社会環境の整備に取り組むこと。

(県民の役割)

第4条 県民は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、次の取組を中心として、積極的に県民運動に参画し、自らの心身の状態等に応じた健康づくりに取り組むよう努めるものとする。

- 一 適切な栄養情報の取得及び食生活の改善
- 二 身体活動及び運動の実施
- 三 適切な休養の取得及びこころの健康づくり
- 四 喫煙及び飲酒による健康被害の防止
- 五 歯及び口腔の健康づくり
- 六 生活習慣病の発症予防及び重症化予防

(県の責務)

第5条 県は、基本理念にのっとり、県民運動の推進に関する計画及び施策を策定し、実施するものとする。

- 2 県は、県民運動の推進に関する計画及び施策の策定及び実施にあたっては、広く県民の意見が反映されるよう努めるものとする。

(県と市町村の協力)

第6条 県と市町村は、県民運動の推進に関する計画及び施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(健康づくり関係者の役割)

第7条 健康づくり関係者は、基本理念にのっとり、県民運動に積極的に協力し、県民に対する健康づくりに関する十分かつ的確な情報の提供及び県民が健康づくりを行いやすい社会環境の整備に努めるものとする。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、基本理念にのっとり、県民運動に積極的に協力し、その使用する労働者が健康づくりを行いやすい職場環境の整備及び県民が健康づくりを行いやすい社会環境の整備に努めるものとする。

第2章 施策

(健康寿命日本一おおいた創造会議の設置)

第9条 県は、県民運動を推進するため、その推進組織として、保健医療福祉関係団体、経済団体、学識経験者等で構成される健康寿命日本一おおいた創造会議を設置するものとする。

2 健康寿命日本一おおいた創造会議の運営に必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

(県による支援)

第10条 県は、県民運動を推進するため、県民、健康づくり関係者、事業者、市町村等に対し必要な情報を適切に提供するとともに、助言、交流の機会の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(推進月間)

第11条 県は、県民運動の推進について県民の関心と理解を深めるとともに、県民一人ひとりが自ら健康づくりを実践する契機とするため、県民運動の推進月間を設ける。

2 前項に定める推進月間は、10月とする。

(事業者の公表及び表彰)

第12条 知事は、積極的に健康づくり活動を行うなど、県民運動の推進に寄与している事業者を公表し、又は表彰することができるものとする。

(調査の実施)

第13条 県は、県民運動の推進に関する施策を策定し、及び実施するために必要な調査及び研究を行うものとする。

(財政上の措置)

第14条 県は、県民運動の推進に関する施策を策定し、及び実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に健康増進法第8条第1項の規定により定められている計画は、第5条の規定により定められた計画とみなす。